

釜石地方振興局長告示第8号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年12月4日

釜石地方振興局長 若林 治 男

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100168	ハッピー釜石・ヘルパーステーション	釜石市鈴子町5番6号	釜石市野田町二丁目21番3号	平成21年11月9日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100168	ハッピー釜石・ヘルパーステーション	釜石市鈴子町5番6号	釜石市野田町二丁目21番3号	平成21年11月9日